

平成31年度「つばめ桜まつり」  
吉田ふれあい広場、燕市交通公園 さくらフェス出店要項

■開催要項

●開催日時・会場

①平成31年4月13日(土) 午前10時～午後3時 ※少雨決行  
吉田ふれあい広場(燕市大保)

②平成31年4月14日(日) 午前10時～午後3時 ※少雨決行  
燕市交通公園(燕市大曲)

■出店詳細

出店条件等

【募集区画数】25区画程度(※うち飲食販売は15区画程度)1区画 3m×3m

※1出店者につき申込みは最大2区画までとさせていただきます。

※移動販売車での出店で、車両の長さが1区画分(3m)を超える場合は、2区画分の出店料とさせていただきます。

【出店料(いずれも1区画の料金)】

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| ・ 飲食・食品・加工品(保健所の申請が必要なもの) | 3,000円 |
| ・ 食品(保健所の申請が不要なもの)        | 2,000円 |
| ・ ハンドメイド、クラフト、衣料品 等       | 1,500円 |
| ・ リラクゼーション、サービス、PR 等      | 1,500円 |

※出店料は開催当日に徴収いたします。

【出店場所・出店内容等について】

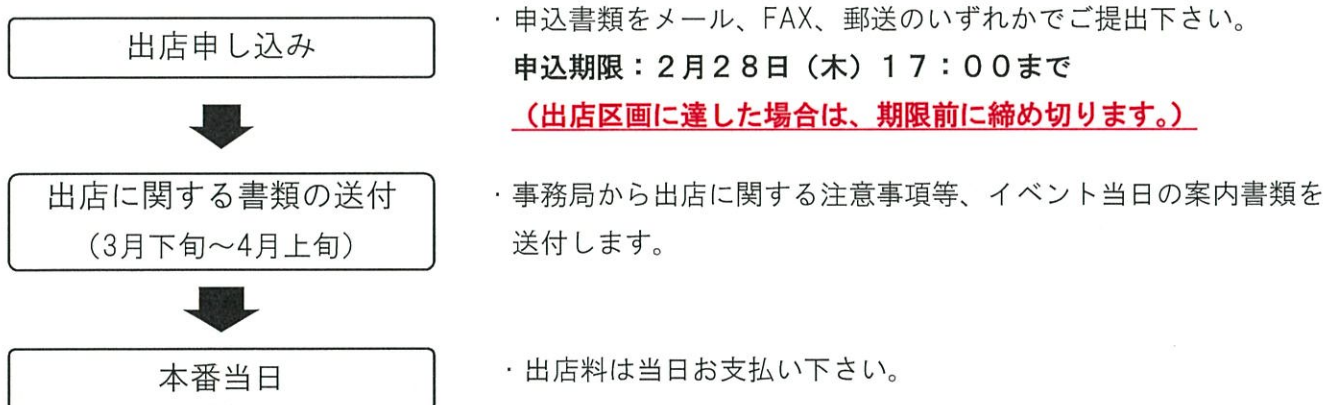
- ・ 出店場所は公園指定管理者で決定致します。
- ・ 出店対象は、個人・グループ・法人を対象とします。  
飲食販売、手作り雑貨、工芸品、ワークショップ、サービスなどを対象とします。
- ・ 出店者本人が搬入・搬出・展示・販売を行って下さい。
- ・ 飲食販売では、アルコールの販売は禁止とさせていただきます。
- ・ 会場の電源は使用できませんので、電気を使用する際は発電機をご用意下さい。
- ・ 飲食店の出店に関しては、基本的にテント内における給排水設備はございません。各自において必要な器具をご用意下さい。調理に伴う排水設備もありませんのでご注意下さい。
- ・ テント・テーブル・机クロス・つり銭・包装・袋等などの必要な備品は各自でご用意下さい。(一部 有料貸出備品あり)

【貸出備品について（必要な方のみ）】

- ・長机（1台） 1,000円
  - ・パイプ椅子（1脚） 200円
  - ・テント（3m×3m） 1,000円 ※テントの組立は出店者で行って下さい。
- ※ご希望の方は申込書にご記入下さい。

申し込み手続きと出店までの流れについて

- ・ **出店申込期間は、2月1日（金）9時～2月28日（木）17時**
- ・ **募集区画数に達した場合は、期限前に締め切らせていただきます。**



【キャンセル料】

- ・ 出店者都合によるキャンセルは、キャンセル料が生ずる場合があります。後日キャンセル料を請求させていただきます。イベント全体が中止の場合、出店料、キャンセル料は徴収致しません。

開催日 3 日前～当日

出店料の全額

開催中止について

- ・ 大雨、台風、強風等の悪天候により、事故の恐れがある場合には開催を中止することがあります。
- ・ 中止等の案内は、下記のように実施します。
  - ① 荒天（台風等で前日に荒天が予測できる）の場合
    - ・ 前日 16：00 現在の天気予報に応じて、主催者サイドにて協議し中止を決定した場合、17：00 までに吉田ふれあい広場、燕市交通公園 各公園 HP、Facebook に情報を掲載いたします。また、出店責任者へ電話連絡を致します。
  - ② 当日悪天候の場合
    - ・ 当日 8：00 までに吉田ふれあい広場、燕市交通公園各公園 HP、Facebook に情報を掲載いたします。また、出店責任者へ電話連絡を致します。

- ・主催者判断により、途中でイベント中止とする場合がございます。
- ・ 出店開始2時間以内の場合は、出店料は徴収いたしません。
- ・ 出店開始2時間が超過した場合は、出店料は請求額の半額といたします。

#### その他注意事項等

##### ●注意事項

- ・ 出店の内容によっては、お断りする場合がありますので、ご了承下さい。
- ・ 盗難・破損・購入者とのトラブル等につきましては、主催者側では一切責任を負いません。各出店者の自己責任でお願いします。
- ・ 出店会場は屋外です。原則雨天決行と致しますので、各自で雨天対策を行って下さい。また会場の環境上、風が強く吹く場合がございます。各自で風対策を行って下さい。
- ・ 出店キャンセルや内容変更の場合、必ず事務局までご連絡下さい。
- ・ 出店に伴うごみや、飲食に伴う容器、トレイはきちんとゴミ箱を用意するなどし、出店者の責任において厳正に処理をお願いします。特に飲食物の食べ残しなどを会場内や周辺に廃棄することのないよう、出店者から来場者にも注意喚起をお願いします。
- ・ 出店1区画につき駐車可能台数を1台に制限させていただきます。(出店2区画の場合は駐車2台) お客様の駐車スペース確保にご理解とご協力をお願いします。

##### ●飲食店の衛生管理、食品等の販売について

- ・ 食料品を扱う場合、保健所への申請が必要になります。申請は各公園指定管理者で行いますので、それぞれが該当書類を出店申込書と一緒にご提出下さい。  
※別紙「飲食・食品関係で出店される方へ」をご参照下さい。
- ・ 出店の際、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを現場に常駐させて下さい。
- ・ 会場内において、保健所から指示があった場合には、必ず従って下さい。
- ・ 衛生面に最大限の努力をおこなって下さい。なお、帽子、エプロン、手袋を必ず着用して下さい。また、その他 事故、苦情等が発生しないよう細心の注意を払って下さい。
- ・ 万一、食品等の出店及び飲食販売行為に関連して、事故や苦情が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。

#### 【お問合せ・お申し込み先】

吉田ふれあい広場・燕市交通公園 指定管理者

グリーン産業株式会社 (担当：本間)

〒950-0983 新潟市中央区神道寺 2-2-10

電話：025-242-2707 FAX：025-242-2710

Mail：event@green-s.co.jp

## 火気の使用がある方へ

吉田ふれあい広場 指定管理者  
グリーン産業株式会社  
燕市交通公園 指定管理者  
交通公園運営グループ

出店の際に火気器具の取扱がある場合、消防署へ『露店等の開設届出書』の届け出が必要になります。届け出は各公園指定管理者で行いますので、下記の内容をよく読んで、**該当する場合は出店申込書へ必ず記入してください。**

また、**出店される際は必ず消火器のご用意をお願いいたします。**

※火気器具などに関するお問い合わせは

燕・弥彦総合事務組合消防本部予防課

TEL 0256-92-1119

# 露店等を開設する皆様へ

## 【重要なお知らせ】

平成25年8月京都府福知山市の花火大会において、露店での爆発事故が起き、**多くの死傷者が発生**しました。

そのため、燕・弥彦総合事務組合火災予防条例を平成26年8月1日に改正施行予定です。改正施行後は以下のとおりになります。

### ◎ 屋内又は屋外での催しには、『消火器』の準備が必要

露店、屋台その他これらに類するもの（以下、「露店等」という）を開設し、**対象火気器具等を取り扱う者は消火器の準備が必要です。**

ただし、初期消火を有効に行うことができる場合には、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数人で共同して消火器を準備することもできることとします。

※ 露店等を設ける場合で、複数人で共同して消火器を準備する際には、催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等において、会場内にどのように消火器を配置するのかを容易に判断できる図面を作成し、露店等の開設に係る届出に添付して、あらかじめ所轄消防署に届け出ることが必要です。

※ **注意** 露店等で準備する消火器に、エアゾール式の簡易消火器具、住宅用消火器は適切な消火器として認められません。

### ◎ 屋内又は屋外での対象となる催しとは

一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しで、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを有するものを対象とします。したがって、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように、面識がある者が集まる催しなど、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は、対象外とします。

# 『露店等の開設届出書』を消防署に届け出

対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、7日前までに消防署へ「露店等の開設届出書」を届け出なければなりません。

ただし、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、主催者が取りまとめて、消防署に届け出をしてください。

## ※ 対象火気器具等に該当する器具

例



こんろ



グリドル



ストーブ



発電機

問い合わせ先

燕・弥彦総合事務組合消防本部予防課

TEL 0256-92-1119

## 飲食・食品関係で出店される方へ

吉田ふれあい広場 指定管理者  
グリーン産業株式会社  
燕市交通公園 指定管理者  
交通公園運営グループ

### 申請書類について

出店の際に食料品を扱う場合、保健所への申請が必要になります。申請は各公園指定管理者で行いますのでそれぞれ該当する書類を出店申込書と一緒にご提出ください。

**※書類が揃わない場合、出店ができなくなりますのでご注意ください。**

#### ①飲食（テント内での調理がある方）

- ・別紙1-1 調理・製造・販売の内容及び仕入れ状況
- ・別紙1-2 販売計画
- ・別紙2 従事者名簿
- ・営業施設平面図（テント内配置図）
- ・検便検査結果

**※検査結果は、食品営業許可取得済みの飲食店等の方はイベント開催日から6ヶ月以内、食品営業許可未取得の方は、イベント開催日から3ヶ月以内の結果をご提出下さい。**

#### ②食品・加工品（既製品の販売のみでテント内での調理がない方）

- ・別紙1-2 販売計画

#### ③移動販売車での出店の方

- ・別紙1-1 調理・製造・販売の内容及び仕入れ状況
- ・別紙1-2 販売計画
- ・別紙2 従事者名簿
- ・営業施設平面図（テント内配置図）
- ・検便検査結果（**検査結果はイベント開催日から6ヶ月以内の結果が望ましい**）
- ・移動販売営業許可証

### 注意事項について

- ・①で出店の場合、必ずテントの3方を囲える布やシートを用意し囲ってください。
- ・提供した食品は、食品ごとに50グラムずつ清潔な袋に入れて冷凍庫で2週間保管してください。
- ・出店に伴うゴミ（トレー・カップ・箸など）はゴミ箱を用意するなどして処理をお願いいたします。